

平成29年（ワ）第759号

出版禁止等仮処分決定変更及び同仮処分命令申立一部却下決定に対する保全抗告事件

（原審：横浜地方裁判所平成28年（モ）第4041号

基本事件：平成28年（ヨ）第154号 仮処分命令申立事件）

抗告人及び相手方（債権者） 部落解放同盟外5名

抗告人及び相手方（債務者） 示現舎合同会社

2017年5月12日

保全抗告理由書

東京高等裁判所第9民事部C係 御中

抗告人代理人弁護士

河村 健 夫



同

山本 志 都



同

指宿 昭 一



同

中井 雅 人



抗告人及び相手方ら（以下「債権者ら」という）は、以下のとおり保全抗告の理由を述べる。抗告人及び相手方示現舎合同会社については、以下「債務者」という。

1 原決定の内容

保全異議審における原決定は、個人債権者については横浜地方裁判所が2016年3月28日付けで行った仮処分決定を維持したが、債権者部落解放同盟（以下「債権者同盟」という）の仮処分命令申立てを却下した。

原決定は、「本件出版予定物により招来される差別行為は、同和地区出身者ら各人に対して行われるものであって、債権者同盟に対して行われるものとは認められ」ないとし、「本件出版予定物の出版等が、債権者同盟の業務遂行を現実妨げることを認めるに足りる疎明はない」として、本件出版予定物によって、債権者同盟の業務遂行権は侵害されないとの判断を示した（10頁）。

しかし、その判断は全面的に誤っている。

2 原決定の内容の誤り

(1) 差別行為の対象と業務遂行権の侵害の有無とは無関係である

原決定は、本来は無関係である、差別行為が誰に対して向けられているのか（就職差別や結婚差別の対象となる者は誰か）という問題と業務遂行権の問題を1つのものとして扱い、差別行為の対象でなければ業務遂行権も侵害されないという考え方に立つものにみえる。

たしかに、差別されない権利の侵害のような、個人の人権に基礎をおく人格権の侵害の有無と、差別行為が誰に対して向けられたものなのかという問題は密接不可分である。しかし、債権者同盟が侵害されているのは、法人が有する業務遂行権であり、この業務遂行権は、法人の構成員たる自然人の人格権の侵害と別に、法人そのものの財産権を包含するものとして

存在するものと認められる（東京高裁平成20年7月1日決定参照）。とすれば、業務遂行権の侵害は、法人の円滑な業務の遂行が保全の必要があるほど阻害されているのかという観点からその有無について検討すべきである。

したがって、原決定の債権者同盟の申立却下の理由は、根本的に誤っている。

（2）最高裁平成26年判決は本件に援用できる

ア 原決定の判断

債権者らが、債権者同盟の業務遂行権侵害の内容を、最高裁判所平成26年12月5日第二小法廷判決（以下「最高裁平成26年判決」という）を援用して根拠づけたところ、原決定は、同判決は本件とは事案を異にし、援用できないと判断した（10頁）。

最高裁平成26年判決は、債務者と滋賀県を当事者としており、債務者が滋賀県の情報開示請求に対する一部非開示決定の取消しを争った事案である。滋賀県が、「地域総合センター」の施設の名称や所在地等をまとめた「要覧」について、同和地区を特定することができる情報を非開示とした処分が適法であるか否かが争点である。同判決は、「本件非公開部分については、これが公開されると、本件目次や本件一覧表に網羅的かつ一覧的に掲記されている各地域センターの名称や所在地等が上告人において把握している同和地区の名称や所在地等として一般に認識されるおそれがある上、これらの情報が各地域センターの概要の説明に係る記載内容のうち既に開示されているものと照合されることにより、各地域センターが設置されている各地区の居住者等の具体的な状況の詳細に係る情報が同和地区の居住者等に関する情報として一般に認識されるおそれもあるといわなければならない、これらの情報があいまって、当該各

地区の居住者や出身者等に対する差別意識を増幅して種々の社会的な場面や事柄における差別行為を助長するおそれがあり、ひいては、前記2(7)のとおり人権意識の向上や差別行為の根絶等を目的として種々の取組を行っている上告人の同和対策事業ないし人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものというべきである」とした。これは、差別意識を増幅・助長するという結果が発生するおそれがあることを、県の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという点に結びつけたものである。

原決定は、①同判決が情報公開条例の定める非公開事由への該当性の判断であるのに対して、本件は事前差止めの要件具備の判断であること、②同判決が県の事業に関する判断であるのに対して、本件は私的団体の業務に関する判断であることをもって、同判決と本件とは事案を異にする、としているようである。

イ 判断の枠組みは共通である（①について）

しかし、本件が仮処分であるからといって、業務遂行主体の権利の侵害性の有無の判断の枠組み自体が変容するわけではなく、被保全権利の侵害が発生するかは、債権者はそもそも被保全権利を有しているのか、有しているとしてそれが債務者の行為によって侵害されるのかということ判断すれば足る。後者の判断に際して、本件のような性格の業務に関しては、差別意識の増幅、差別行為の助長のおそれがあるかが重要な要素となることを示したのが平成26年判決だといえる。

ウ 団体の性質に違いはない（②について）

本決定は、県という公的な法人と債権者同盟という私的法人との違いを強調する。

しかし、そもそも、県の同和対策事業や人権啓発事業は、被差別部落や被差別部落民に対する差別が現実にあることを認め、その差別を解消

して、すでに差別によって発生している不平等を是正することを目的としており、債権者同盟の業務の目的と同一である（甲1、甲32、甲33、原審債権者準備書面1・2～3頁）。平成26年判決は上告人である県の事業目的を事業の遂行の侵害性の判断と関連づけており、債権者同盟の業務の目的に関しても同様の判断を行うべきである。

また、同和対策事業というのは、そもそも事業主体である自治体だけでできることではなく、多くの私的団体がそれと協働することをもって、初めてその目的が達せられるのであって、同和対策事業において、自治体と部落解放運動に関する諸団体は、それぞれのポジションでやっていかなければならない車の両輪のような関係にある。公的団体が行う同和行政業務は保護するのに、上記のような意味で要保護性の高い私的団体の業務が保護の対象とされないというのは著しく均衡を失し、自治体が行う事業の実効性を奪うものである。

（3）債権者同盟の業務遂行は具体的に阻害されている

さらに原決定は、債権者同盟の業務遂行が具体的に阻害されたかどうかは疎明されていないということを前提にして、東京高等裁判所平成20年7月1日決定（以下「東京高裁平成20年決定」という）は本件と事案を異にするとした。

疎明資料は追って追加するが、債権者同盟は、原審債権者準備書面1・8～10頁）で主張したとおり、本件出版予定物の出版が強行されようとしたことで、債権者同盟役員は、関係各所への働きかけや債務者らへの対応など、日常的な業務に加えて業務に携わることを余儀なくされ、通常業務の一部に停滞が生じる事態となった。

よって、東京高裁平成20年決定は本件に援用できる。

(4) 構成員の人格権の侵害は債権者同盟の業務遂行権の侵害となる

原審決定は、債権者同盟の構成員である個人債権者の人格権の侵害を認めたとにもかかわらず、個人債権者らの人格権の侵害が債権者同盟の具体的な業務遂行を妨げることを認めるに足りる疎明はない、と判断した。

しかし、債権者同盟は、構成員が共通に抱く差別解消という目的を「業務」を行うことを通じて実現し、構成員自身が差別からの解放を闘いとることをめざす団体である。債権者同盟における「業務」は、経済的な利益追求を目的とする会社における「業務」と比較して、格段に構成員の人格権の実現との親和性が高いといえる。

また、権利能力なき社団では、法人に比して構成員と団体との関係が密接で、業務執行方法の決定には構成員全員の合意が必要であると解されている。債権者同盟は権利能力なき社団であるところ、債権者同盟の権利行使は構成員の個々の権利の総体として行われるものとみることができる。

したがって、債権者同盟のような性質を有する団体において、原審のように、構成員個人の人格権侵害が債権者の行為によって発生していると判断しながら、債権者同盟の業務遂行権が侵害されていないと結論するのは、誤った判断といえる。

3 債権者同盟の主張

(1) 債務者の行為は債権者同盟の業務を阻害することを目的とするものである

債務者は、債権者同盟の業務は、政治活動を自称したものである（保全異議申立書・4頁）という立場に立ち、原審において、債権者同盟の行ってきた部落解放運動に対して、いくつかの事件を引用して、そのありかた自体が問題を生じさせていると指摘し（債権者準備書面（1）10～12

頁)、債権者同盟が本件出版予定物の出版に抗議することは「特定団体の政治的主張」であるとして、自由同和会や全国地域人権運動総連合と対比し、「部落問題を無知と恐怖と不寛容により解決しようとする」と侮蔑する(債権者準備書面(2)5~6頁)。全国地域人権運動総連合の主張は、乙34のとおりであり、「同和行政をめぐる問題では、これにしがみついた勢力との熾烈なたたかいの中で、大きな流れとして一部に問題を内包しながらも、基本的に特別対策の廃止、同和の枠組みの撤廃、住民自立と融合の促進を全国的に前進させてきました。部落問題解決の逆流勢力とのたたかいでも、無法な『差別糾弾闘争』を許さない世論と運動による包囲、拠点地域での組織的な自滅と著しい衰退、旧『部落』の独自要求の消滅による組織的土台の維持困難など、いずれにおいても逆流勢力は弱体化に直面しています」と、債権者同盟を名指しにしないまでも、債権者同盟と敵対的な立場をあらわにしている。債務者は、そのような立場を「知識と対話と寛容により解決しようとする」と評価しており、債務者自身が債権者同盟の運動に敵対していることは、債務者のこれまでの主張から明白である。

また、債務者は、債務者の代表者宮部氏の別名である鳥取ループのホームページに以下のような記事を掲載している(甲49)。

「Q. なぜ同和地区の場所を晒すのですか？

A. 理由は様々ですが、第一に「同和はタブー」だと思い込んでいる人をおちよくるためです。

きっかけは、2007年から2009年にかけて、滋賀県愛荘町というところの役場に同和地区の場所を電話で問い合わせた人が糾弾されたことです。私は同時期に愛荘町に同和地区の場所を情報公開請求(つまりは書面で問い合わせ)したのですが、糾弾されませんでした。なぜなら情報公開請求は条例で認められた行為だからです。だからと言って電話で問い合わせることが禁じられているわけでもないのに、

一方だけ糾弾されるのは不公平だし、差別ですね。もちろん、役場も解放同盟もこのことについて説明していません。

2011年に大阪府では不動産屋が同和地区一覧を示す行為が条例で禁止されました。一方で私は大阪府の同和地区一覧を晒していますが、解放同盟の大会では「法律上はあなたに理がある」と言われています。私は不動産屋ではないので当然です。ただ、もっと重要なのは私が掲載した同和地区一覧の元になったのは部落解放同盟の関連団体が作成し、解放出版社が出版した書籍だということです。この書籍は大阪府知事も読むことを推奨していたものです。もちろん、この事実について大阪府も解放同盟もまともに反論できません。

とすると、行政や解放同盟は「部落問題解決のため」と言いつつ、「知識のない人」や、「立場上反論できない人」をターゲットにして、「弱い者いじめ」をしているとしか思えないわけです。

そして、「建前だけの秘密」を利用して、啓発・教育という名目で行政や企業から利益を引き出し、金儲けしている人がいることは事実です。NTTとかトヨタ系企業とか、名だたる企業で人権同和研修があったりしますが、そういうことです。何十年も部落問題を解決できずにいる人が、偉そうな顔をしていつまでも問題を長引かせています。

無意味におちよくっているわけではなく、おちよくられるような事
をしている人がいるからおちよくっています。」

以上の引用からも分かるように、債務者の行動は、徹頭徹尾、債権者同盟の活動を妨害したいという欲求に起因しており、債権者同盟の業務遂行権の侵害こそが債務者の目的である。

原決定のような判断は、そのような債務者の目的を容認する結果を導きかねない。

(2) 債権者同盟の活動の成果の無効化は業務遂行権の侵害となる

債権者らが原審で主張したとおり、債権者同盟は、部落問題とは部落差別の存在を容認し助長している社会関係の問題であると位置付け、結婚、就職、居住などの人が人として生きていく中で発生する差別について、被差別部落に対する差別廃絶の重要な課題として取り組んできた。部落情報に関する主な取組みの具体的内容は、準備書面1・5～7頁で主張したとおりである。

債務者の行為は、部落情報がリストアップされた情報に誰もが容易にアクセスする状況を作り出すものであって、本件出版予定物は、就職差別や結婚差別に悪用されるおそれがきわめて高い。これは、上述したような債権者同盟のこれまで行ってきた取組みによる成果を全て無効化するに等しいものであって、そのことは債権者同盟の現在及び傷害の活動に著しい支障を生じさせる。

以 上